

## <巻頭言>

### 研究評価を考える

林謙治

国立保健医療科学院次長

### Research Assessment in Consideration

Kenji HAYASHI

National Institute of Public Health, Vice President

近年われわれの周辺だけでもさまざまな種類の評価を耳にするようになった。行政評価、技術評価、研究評価、教育評価、公務員能力評価等の用語によく出会うが、さてこれらを本院の機能と結びつけて考えるとどの種類の評価とも関係しそうである。技術評価はやや意味合いを異にするにしても上記のほかのものは括って言えば組織の機能評価とそれに所属する個人の寄与能力の評価といえよう。

評価の概念は古くからあるが、公的セクターの組織運営の問題として具体的な形をとるようになったのは 1970 年代にアメリカではじまった **National Performance Review** である。こうした動きはベトナム戦争後の経済不振にあえぐアメリカにおいて貧困層の増大、社会犯罪の増加などの問題を抱えたなかで「偉大なる社会の建設」をスローガンに登場してきたジョンソン大統領の掲げる公的セクターの効率的・効果的運営を目指した公約と連動している。ちなみに公的セクターの **Performance Review** の日本版焼き直しが「行政評価」である。

**Performance Review** の中には当然のことながら公的研究機関の機能評価が含まれており、それと同時に研究資金の配分と成果の関連も同時に織り込まれた。こうしたコンセプトに沿った内容が研究評価ということになるが、研究資金の配分額と研究成果の関連および成果の指標をどのように決めればよいか簡単ではない。

行政評価と違って地域社会にどのような成果を還元できたかというベンチマーク方式は研究評価になじまないため、もっぱら戦略計画方式(**Strategic Planning**)が採用される。研究機関があらかじめ中長期計画を提出し今後行う研究内容や達成目標を対外的に明示しておく。もし過大な目標設定を行えば時期が来たときの評価は下がるであろうし、過小な目標設定をすればスタート時の予算が減らされ、人員も削減されかねない。身の丈相応な目標設定が合理的ということになる。

機関評価とは別に個別的な研究すなわち狭義の研究評価について言えば、一昔前までの考え方では学問は独創性が重要であり、実用に供するかどうかは二の次の問題であるという学理至上主義が一般に受け入れられた。いわば基礎研究重視の姿勢につながる考え方であるが、現在でもまったく否定されているわけではない。しかしながら、近年日本においても国民の税金に対する意識がとみに強まり、研究成果のフィードバックすなわち実用化に対する期待はますます高まってきている。政府もこれに対して説明責任を求められるようになった。

実用化の究極的形態はパテントである。企業における研究の目的はおおよそパテントの獲得に帰着する。医療分野でも例えば先端技術を用いた診断薬、治療薬が開発され、普及すればパテントの所有企業は大きな利益を得る。特に最近開発テンポが著しく進んでいるゲノム診断技術をはじめとする多くの先端技術では米国企業がパテントを所有している。

それらが国際的に普及すればある特定国の医療費の膨張は米国企業に吸収されることになる。アフリカの多くの国がエイズ治療薬をまかないきれないため WHO が対策に乗り出したことは周知の通りである。最近政府は知的所有権に深い関心を寄せているのはこのためである。

わが科学院においても研究評価を行っているが、パテント獲得に関連する可能性のある研究をやっている部はいくつもない。多くはむしろ保健医療サービスにつながる行政支援研究である。もちろんこの分野はやはりプラクティカルである側面が強い。ただし、パテントのような明確なアウトプットを出すのは難しい。そうであるとすれば、**Strategic Planning** 方式のようにあらかじめ目標の表明をするやり方がふさわしい気がする。